

○議 事 日 程（第 1 号）

平成30年12月 7 日 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 委員会報告
- 日程第 5 報告第 5 号 平成29年度関ヶ原町の健全化判断比率の修正について
- 日程第 6 報告第 6 号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- 日程第 7 承認第10号 平成30年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分の承認を
求めることについて
- 日程第 8 承認第11号 平成30年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 8 号）の専決処分の承認を
求めることについて
- 日程第 9 承認第12号 平成30年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第
3 号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第10 承認第13号 平成30年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第 5 号）の専決処分の承
認を求めることについて
- 日程第11 承認第14号 平成30年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分の承認を
求めることについて
- 日程第12 議案第80号 関ヶ原町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第81号 関ヶ原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
について
- 日程第14 議案第82号 関ヶ原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第83号 関ヶ原町小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条
例について
- 日程第16 議案第84号 関ヶ原町放課後児童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条
例について
- 日程第17 議案第85号 関ヶ原町障がい者生活介護事業所の設置及び管理に関する条例の制定
について
- 日程第18 議案第86号 関ヶ原町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例について
- 日程第19 議案第87号 平成30年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計への繰入金の変更
について

- 日程第20 議案第88号 平成30年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金の変更について
- 日程第21 議案第89号 平成30年度関ヶ原町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第22 議案第90号 平成30年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第91号 平成30年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第92号 平成30年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第4号）
- 日程第25 議案第93号 平成30年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第94号 平成30年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第95号 平成30年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第96号 平成30年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第29 議案第97号 平成30年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第6号）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（9名）

1 番	谷 口 輝 男 君	2 番	室 義 光 君
3 番	子 安 健 司 君	4 番	松 井 正 樹 君
5 番	田 中 由 紀 子 君	6 番	中 川 武 子 君
7 番	澤 居 久 文 君	8 番	楠 達 男 君
9 番	川 瀬 方 彦 君		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	西 脇 康 世 君	副 町 長	柴 田 安 寛 君
教 育 長	中 川 敏 之 君	監 理 官 兼 企 画 政 策 課 長	吉 田 和 司 君
監 理 官 兼 診 療 所 事 務 局 長	藤 田 栄 博 君	総 務 課 長	澤 頭 義 幸 君

地域振興課長	高 木 久之郎 君	会計管理者 兼税務課長	西 村 克 郎 君
住 民 課 長	三 宅 芳 浩 君	健康増進課長	澤 孝 一 君
産業建設課長	吉 森 明 博 君	水道環境課長	岩 田 英 明 君
教 育 課 長	兒 玉 勝 宏 君	西 消 防 署 長	奥 地 徹 也 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	山 田 勝	書 記	中 尾 浩 一
書 記	岡 村 加奈子		

開会・開議の宣告

○議長（子安健司君） ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、平成30年第4回関ヶ原町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（子安健司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、5番 田中由紀子君、6番 中川武子君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（子安健司君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月18日までの12日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月18日までの12日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（子安健司君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、平成30年8月分から10月分までの出納検査結果報告がありましたので、印刷して配付してあります。これについて御質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 委員会報告

○議長（子安健司君） 日程第4、委員会報告を行います。

議会改革特別委員会の報告を求めます。

議会改革特別委員会委員長 松井正樹君。

○議会改革特別委員会委員長（松井正樹君） お許しをいただきましたので、議会改革特別委員会の報告をさせていただきます。

去る平成30年10月24日水曜日午前9時38分より、役場委員会室において8名の委員全員の出席により開催をいたしました。

職務のための出席者は、子安議長、山田議会事務局長、岡村書記で、傍聴者はありませんでした。

それでは、会議結果の要旨を申し上げます。

冒頭、楠副議長より岐阜県町村議会議長会研修会での議会改革に関する講演の要旨報告を受け、その後、一般質問の質問形式について意見交換を行いました。各委員から前回までの委員会での議論を踏まえ、これまでの議員が通告した質問の要旨を一括して質問し、その後、理事者側が一括して答弁を行い、再質問、再々質問まで行う形から、初めの答弁は一括で得た後、再質問からは、質問の要旨1項目ごとに再質問、再々質問まで行う形式で一般質問を行うものとし、今回の定例会より取り入れることといたしました。

なお、質問時間は、答弁も含めて60分の時間制限を設けます。

以上、簡単ですが、委員会報告とさせていただきます。報告漏れ等ございましたら、他の出席委員から補足説明をお願いいたします。以上であります。

○議長（子安健司君） これで委員会報告を終わります。

日程第5 報告第5号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第5、報告第5号 平成29年度関ヶ原町の健全化判断比率の修正についてを議題とします。

本案について、提案者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） おはようございます。

それでは、報告第5号について御説明を申し上げます。

平成29年度の関ヶ原町の健全化判断比率につきまして修正をさせていただきたいということでございますが、平成29年度の決算におきまして、9月定例議会におきまして健全化判断比率の報告をさせていただいたところでございますが、その後、旧病院事業債の取り扱いにつきまして国から指摘を受け、指導のもと修正をいたしましたので、監査委員の意見を付して議会へ報告するものでございます。

なお、細部につきましては企画政策課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 吉田監理官兼企画政策課長。

○監理官兼企画政策課長（吉田和司君） それでは、報告第5号 平成29年度関ヶ原町の健全化判断比率の修正について御説明をさせていただきます。

9月の定例会におきまして報告をさせていただきました平成29年度の健全化判断比率につき

まして、比率算出方法について国から指摘を受けたことに伴いまして、修正をするものでございます。

具体的には、旧病院事業債の算入方法について、国民健康保険特別会計（直診勘定）で支出した旧病院事業債の償還に要する経費については、町の実情に合わせ、全額一般会計の負担、繰出金として計算をしておりましたが、企業会計から特別会計への移行に伴い、算出基準がなくなったことから、明確な基準がない中で全額一般会計が負担する形の算入方法には根拠がないため、他の団体との整合性も踏まえ、一定割合のみの算入とするように指示を受けたことに伴い、修正をさせていただくものでございます。

実質公債費比率につきましては13.3%から11.8%へ、将来負担比率につきましては76.7%から47.4%へ、それぞれ修正をさせていただくものでございます。よろしく願いをいたします。

なお、決算に伴う資料として配付をさせていただきました主要施策の成果及び決算分析表の15ページにつきましては、本日差しかえを配付させていただいております。よろしく願いをいたします。以上でございます。

○議長（子安健司君） ここで、監査委員から監査結果の報告を求めます。

監査委員 室義光君。

○監査委員（室 義光君） それでは、御指名を受けましたので、財政健全化判断比率の修正に係る監査結果について報告させていただきます。

平成29年度関ヶ原町の健全化判断比率について、国の指摘により所要の修正を行った旨、報告を受け、審査依頼に基づき、10月25日、水野代表監査委員とともに、実質公債費比率及び将来負担比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が適正かを主眼に審査を行いました。

審査の結果、算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

以上、簡単ではありますが、修正に伴う監査の報告とさせていただきます。以上です。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5 番 田中由紀子君。

○5 番（田中由紀子君） これまでは、企業会計の負担分を、診療所になったということで一般会計に全額繰り入れたけれども、それは一定割合に変更したということなんです、どのぐらいの割合に減ったのか、お伺いしたいと思います。

○議長（子安健司君） 吉田監理官兼企画政策課長。

○監理官兼企画政策課長（吉田和司君） 病院時代につきましては、元利償還金全額が算入になっておりましたが、今回、診療所ということと特別会計への移行になったことに伴いまして、

元利償還金の割合は、診療所の歳出総額に対しての割合の分だけを算入せよということです
で、具体的に言いますと、平成29年度の決算でいきますと、元利償還金が1億3,821万3,000円
ございまして、歳出の総額が12億9,248万4,000円でございますので、その比率が約10.7%で、
一般会計からの繰り出しが3億3,810万1,000円ございますので、それを掛けた分だけを算入せ
よということで、金額的には、約3,600万円の算入というふうに変更になったということで御
理解いただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 1番 谷口輝男君。

○1番（谷口輝男君） 見解だけをちょっと聞きたいんですけど、きょう、この資料として出さ
れたわけですね。これ地方自治法には、233条の5項に決算の承認を得るためには、いわゆる
主要施策の成果を説明する書類、その他政令で定める書類をつけるということで、これ、決算
認定につけているわけですね。今回これを訂正されて、これだけ議案の中の資料をもらったん
ですけど、これを見ておって、どういうふうにこれを処理するかというので、きょうこれを配
られたんですけど、実際にこれは議案として出したという見解なのか、それとも資料だ
けあったのかという見解なのか、これで済むかどうかということだけちょっと聞きたいです。

○議長（子安健司君） 吉田監理官兼企画政策課長。

○監理官兼企画政策課長（吉田和司君） 先ほど訂正というか、本日差しえをお配りさせてい
ただいた主要施策の成果及び決算分析表につきましては、あくまでも決算に関する附属書類と
して提出をされておるものでございますので、決算に認定する際の参考にされるものであって、
当然認定の対象になるものではないというふうになっておりますので、地方自治法を確認しま
したら、そういうふうになっておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これをもって、報告第5号の報告を終わります。

日程第6 報告第6号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第6、報告第6号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告
についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 報告第6号について御説明を申し上げます。

去る平成30年9月23日、関ヶ原町松尾地内におきまして、町道を走行中の車両が舗装剥離に

よる穴にはまり、当該車両の前輪右タイヤを破損する事案が発生いたしました。その後、示談が成立し、額が決定いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、議会に報告するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これをもって、報告第6号の報告を終わります。

日程第7 承認第10号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第7、承認第10号 平成30年度関ヶ原町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 承認第10号について御説明申し上げます。

本年9月30日から10月1日にかけての台風24号によりまして、農業用施設である頭首工1カ所が被災し、災害復旧を行うに当たり早急な測量設計業務が必要となりましたので、その委託料388万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ37億8,338万9,000円とする平成30年度関ヶ原町一般会計補正予算（第7号）を専決処分により定めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第10号を採決します。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第8 承認第11号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第8、承認第11号 平成30年度関ヶ原町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 承認第11号について御説明申し上げます。

先ほど報告第6号で御説明をいたしました損害賠償の額の決定に伴い、損害賠償金3万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ37億8,342万1,000円とする平成30年度関ヶ原町一般会計補正予算（第8号）を専決処分により定めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第11号を採決します。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第9 承認第12号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第9、承認第12号 平成30年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 承認第12号について御説明申し上げます。

関ヶ原診療所の玄関において、冬期の防風・防寒対策として、防風扉の設置を本年の冬時期までに完了いたしたく、設置工事費379万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億4,539万8,000円とする平成30年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第3号）を専決処分により定めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 冬に間に合うようにということで、工事期間についてお知らせください。いつから始められるのか。

○議長（子安健司君） 藤田診療所事務局長。

○監理官兼診療所事務局長（藤田栄博君） 工事期間は11月7日から12月28日ですが、もう御存じのとおり、既に着工しております。12月5日から大体12月19日には扉が完成する予定です。来所していただければわかると思います。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第12号を採決します。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第10 承認第13号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第10、承認第13号 平成30年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 承認第13号について御説明申し上げます。

本年9月以降の台風に伴い、藤古川浄水場において、土砂の大幅な堆積により取水機能が低下いたしましたので、早急に対応する必要があり、収益的支出において178万2,000円を追加する平成30年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第5号）を専決処分により定めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、細部につきましては水道環境課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 岩田水道環境課長。

○水道環境課長（岩田英明君） それでは、専決第15号 平成30年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第5号）の詳細について説明をさせていただきます。

議案書の23ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の支出、水道事業費用、営業費用、原水及び浄水費の委託料178万2,000円となります。内訳といたしましては、藤古川浄水場の取水塔しゅんせつに118万8,000円、こちらは先ほどお話がありましたように、台風等の大雨によりまして、取水塔内そしてその付近に土砂が大量に堆積をいたしまして、取水量が大幅に下がるなど影響が出ましたので、緊急にしゅんせつを行ったものであります。

また、雑木伐採委託の59万4,000円ですが、こちらは、しゅんせつ時に土砂とともに大量の木の葉がまじっておりまして、これらも取水に影響が出たものと思われまますので、取水塔付近の雑木を伐採するためのものでございます。

なお、しゅんせつにつきましては11月上旬に実施済みでありまして、伐採につきましては、委託をしておりますが、クレーンの機械などの手配ができ次第、伐採の予定でございます。

報告は以上とさせていただきます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第13号を採決します。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第11 承認第14号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第11、承認第14号 平成30年度関ケ原町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 承認第14号について御説明を申し上げます。

本年9月4日から5日にかけての台風21号により、町道が被災し、災害復旧事業申請に基づき災害現地査定を受け、工事費が決定をいたしました。工事箇所が山腹であり、早期の工事着手が必要であるため、復旧工事費380万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ37億8,722万7,000円とする平成30年度関ケ原町一般会計補正予算（第9号）を専決処分により定めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、細部につきましては産業建設課長から説明いたします。

○議長（子安健司君） 吉森産業建設課長。

○産業建設課長（吉森明博君） 専決第16号 平成30年度関ケ原町一般会計補正予算（第9号）の専決処分書の詳細説明をさせていただきます。

議案書の33ページをお願いいたします。

公共土木施設災害復旧費、工事請負費380万6,000円でございますが、本年9月4日から5日にかけての台風21号及び豪雨により、町道大高・明神線におきまして、道路路肩が崩落したことによる災害復旧工事費でございます。これにつきましては、災害復旧の申請を行いまして、先月、11月6日に災害現地査定を受け、申請どおりの額の決定を受けましたので、早期に復旧工事への着手をいたしたくお願いするものでございます。

歳入につきましては、議案書の32ページをお願いいたします。

災害復旧費国庫負担金でございますが、3分の2の補助ということで、66.7%の補助率で253万8,000円を見込んでございます。そのほか前年度繰越金として6万8,000円、地方債として120万円を充当させていただくものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第14号を採決します。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第12 議案第80号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第12、議案第80号 関ヶ原町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第80号について御説明申し上げます。

平成30年度の人事院勧告に基づき、議会議員の期末手当の改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては総務課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） それでは、議案第80号について詳細の説明をさせていただきます。

お手元の議案資料の1ページをよろしくお願いをいたします。

こちらの1ページにつきましては、以降、議案資料の2ページ、3ページの改正内容をまとめさせていただいたものでございますので、こちらにて御説明をさせていただきます。

改正内容につきましては、人事院勧告に基づきまして、民間の支給割合に見合うよう、期末手当を年間0.05月引き上げるものでございます。

第1条において、平成30年度の12月期の期末手当を「2.225月」から「2.275月」へと0.05月引き上げ、6月期と合わせて年間4.350月に改正を行うもので、こちらにつきましては、平成30年4月1日まで遡及し、適用するものでございます。

また、第2条におきましては、平成31年度以降は年間4.350月は変わりませんが、6月期また12月期ともに、2.175月に改正を行うものでございます。

施行につきましては公布の日からとし、第2条の規定は平成31年4月1日から、また第1条の規定による改正後の条例の規定は、平成30年4月1日からの適用としているものでござい

す。

御審議賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第13 議案第81号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第13、議案第81号 関ヶ原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第81号について御説明申し上げます。

議案第80号と同様に、平成30年度の人事院勧告に基づき、常勤の特別職職員の期末手当の改正を行うものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第14 議案第82号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第14、議案第82号 関ヶ原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第82号について御説明申し上げます。

平成30年度の人事院勧告に基づき、平成30年度分を平均0.2%引き上げる一般職員の全ての給料表の改正、及び期末・勤勉手当の改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては総務課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） それでは、議案第82号につきまして詳細説明をさせていただきます。

議案資料の6ページをよろしくお願いをいたします。

こちらにつきましては、今回の改正内容をまとめさせていただいた資料でございますので、こちらをもって御説明を申し上げます。

なお、本資料の7ページから28ページにつきましては、改正の詳細な資料でございますので、説明は省略をさせていただきます。

今回の改正につきましては、人事院勧告に基づきます改正内容となっております。

第1条の給料の改定に関係でございますが、これは民間給与との較差を埋めるため、平均0.2%を引き上げるという人事院勧告に基づきまして給料表を改正するもので、こちらにつきましては、平成30年4月1日遡及適用するものでございます。

次に、期末・勤勉手当等の関係でございますが、こちらにつきましても、民間の支給割合に見合うよう年間0.05月分を引き上げ、年間4.45月とし、勤勉手当に配分をするものでございます。

第1条関係の②の表をごらんいただきたいと思います。

現行の勤勉手当の12月期の「0.90月」を「0.95月」へ改正し、年間で「4.40月」から「4.45月」へ改正をするものでございます。

なお、表中の括弧書きにつきましては特定幹部職員で、また再任用職員につきましても、年間0.05月引き上げる同様の改正となっております。

次に、第2条の関係でございますが、期末手当の年間2.6月は変わりませんが、平成31年4月移行におきましては、6月期または12月期ともに1.3月へ配分を改正する内容となっております。

また、勤勉手当でございますが、年間1.85月は変わりませんが、第1条で引き上げた支給割合を、平成31年4月以降におきましては、6月期、12月期ともに0.925月へ配分を改正するものでございます。

なお、施行日につきましては公布の日からとし、第2条の規定につきましては平成31年4月1日施行とし、第1条の規定による改正後の条例規定は、平成30年4月1日からの適用とするものでございます。

御審議賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

大変申しわけございません。6ページの資料の第1条の②の表中の現行の再任用職員の合計の欄、括弧書きの部分でございますが、「1.105」となっておりますが、「1.050」に訂正をよろしくお願いをいたします。大変失礼いたしました。以上でございます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

1番 谷口輝男君。

○1番（谷口輝男君） 済みません、しょうもない質問で。

追加の支給日は。

○議長（子安健司君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 追加の支給日につきましては、12月28日を予定しております。差額支給対応をさせていただく予定をしております。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第15 議案第83号について（提案説明・委員会付託）

○議長（子安健司君） 日程第15、議案第83号 関ヶ原町小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第83号について御説明申し上げます。

児童・生徒数の現状と今後の見通しなどを踏まえ、今須小中学校の今後の教育環境のあり方について、今須小中学校PTAや地域の方々との懇談、アンケートなども実施し検討してまいりましたが、子供たちにとってよりよい教育環境は何かを第一に考えた結果、一定の集団の中で切磋琢磨し、お互いに学び合い、高め合っていくことができる環境、多様性のある集団の中での教育や学校行事、集団活動ができる環境を確保していくこと、また教育を行う教員側の体制の確保の面も考慮し、より望ましい教育環境を実現していくため、平成33年4月1日をもって、今須小中学校を関ヶ原小学校及び関ヶ原中学校に統合するという判断をいたしましたので、本条例案を提案するものでございます。

なお、条例制定の上は、教育と地域振興の大きく2つの内容に関する検討組織を設置し、保護者や地域の方にも入っていただき、統合に向けた準備や課題の対応について具体的な検討を行い、よりよい内容の統合となるよう進めてまいりたいと考えておりますので、何とぞ御審議賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長（子安健司君） ここでお諮りいたします。本案につきましては、8人の委員で構成する今須小中学校の統合に関する特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案につきましては、8人の委員で構成する今須小中学校の統合に関する特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

ここでお諮りします。議案第83号については、今須小中学校の統合に関する特別委員会に審査を付託することに決しましたので、質疑は省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑は省略することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前9時38分

再開 午前9時39分

○議長（子安健司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま設置されました今須小中学校の統合に関する特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、今須小中学校の統合に関する特別委員会の委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩中に、今須小中学校の統合に関する特別委員会の正・副委員長の選任と審査日時を決めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午前9時40分

再開 午前9時59分

○議長（子安健司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

御報告いたします。

今須小中学校の統合に関する特別委員会の委員長に松井正樹君、副委員長に谷口輝男君が選任されましたので、御報告いたします。

なお、審査の日は、12月11日火曜日午前9時から開催されることに決められましたので、御報告をいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前9時59分

再開 午前10時11分

○議長（子安健司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16 議案第84号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第16、議案第84号 関ヶ原町放課後児童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第84号について御説明申し上げます。

保護者の方の負担軽減を図るため、2名以上の児童が入室されている場合に、2人目以降の児童について保育料を2分の1の額とする等、所要の改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては教育課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 兒玉教育課長。

○教育課長（兒玉勝宏君） 議案第84号 関ヶ原町放課後児童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明をさせていただきます。

議案書の57ページと資料の30ページの両方をごらんいただきたいと思います。

改正箇所につきましては、条例の第8条の部分でございます。

新旧対照表をごらんください。

第1項におきましては、同一世帯に属する2人以上の児童が放課後児童クラブに入室している場合、2人目以降の保育料を半額にするという内容となっております。

第2項につきましては、月の途中で入退室などをした場合、月の半分を超える在室期間がある場合は全額、半分に満たない場合は半額とする内容の規則委任条項を整備させていただくものでございます。

第3項につきましては、保育料の減免につきまして、規則委任条項を第2項と同様に整備させていただくものでございます。

議案書のほうをごらんください。

附則といたしまして、この条例の施行期日を平成31年4月1日とし、以降の月分について該当する内容となっております。

以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 利用されている方にとっては大変喜ばしい条例だと思います。

それで、先ほど月の途中で入退室があったときの保育料の軽減を規則で定めるという点で、例えば春休みだけ預けたいという方が見えた場合は、こういう対象になるのかどうか伺いたい

と思います。

○議長（子安健司君） 児玉教育課長。

○教育課長（児玉勝宏君） その件につきましては、現行どおりでございますので、夏休みのみの入室についてはお受けいたしておりますが、春休み等についての入室については、従前どおり、年間を通してのみということで今後も考えております。よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 1 番 谷口輝男君。

○1 番（谷口輝男君） 今の関連で、保育料の額は、規則で定めるとするのは、定めてあったんですかね。

○議長（子安健司君） 児玉教育課長。

○教育課長（児玉勝宏君） その件につきましてでございますが、従前、規則に定めずにちょっと運用がされていた関係がございましたので、6 月ごろでございましたが、規則で改正させていただき、運用させていただいているところでございます。よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 8 番 楠達男君。

○8 番（楠 達男君） ここの2 人目以降の2 分の1 の問題ですが、この2 分の1 にした理由とか、根拠と、それに伴って原資をどのくらい見込んでおられるのかということと、それから、私としては2 分の1 じゃなくて、2 人目以降は無料にするということも、関ヶ原町の子育て支援という観点からすれば、非常にアピールがしやすいんじゃないかという思いがありますので、その見解について伺いたいと思います。

○議長（子安健司君） 児玉教育課長。

○教育課長（児玉勝宏君） 2 人目以降半額という制度につきましては、県のほうが、2 人目以降半額にした場合について、さらにその半分については県のほうから補助が出るという制度がございます。そういったことがございまして、ことしの3 月ごろの一般質問でのやりとりもあったかと思いますが、検討させていただきました結果、ほかの市町では余りこの制度をやっておられないです。ですが、うちは先駆けてという形で、とりあえず半額にさせていただくということを決めさせていただいたものでございます。

半分につきましては、県から2 分の1 がいただけると申し上げましたが、それにつきましては所得制限がございますので、実際におきましては、ほとんど期待はできないということはちょっと申し上げなかったんですけれど、実態としましては、20 万円程度の町の持ち出しがふえるといったような計算というふうで考えております。現在は2 人ということですので、20 万円もいかないと思いますけれども、3 人目ぐらいまでは20 万円でいけるんじゃないかというようなことで考えております。よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 8番 楠達男君。

○8番（楠 達男君） 額的には20万円、30万円という話なので、むしろ先ほど言いましたけれども、2人目以降は無料にするということは、政策として町長の判断でできるんじゃないかと思いますが、町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（子安健司君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） この件につきましては、保育料の無料の関係が、今、国のほうで審議されていて、来年の10月の消費税増税に合わせて無料化を図るといようなお話もございます。

町としても、そういった動きを踏まえて、そのタイミングを見ながら導入をできたらなというふうに思っておりますので、現時点ではこのままいきたいと、こういう提案の中でいかせていただきたいというふうに思っております。その時点で、来年の10月時点に向けて、そういったことが財政的にも可能かどうか十分に検討しながら、この放課後児童クラブについても保育料無料と同じような歩調がとれないか、検討させていただきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 所得制限の話は今初めて聞いたんですが、どういう状況になっているか、詳しく説明してください。

○議長（子安健司君） 兒玉教育課長。

○教育課長（兒玉勝宏君） 県費の補助金につきましては、市町村民税所得割課税額の合算額が9万7,000円未満ということでございます。大体年収、御夫婦で470万円程度、もちろん控除前ですけど、お二人がそれぐらいの収入があったら、もう既に補助金はいただけないものと理解しております。よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） ということは、現在利用されてみえる方の何割ぐらいしか対象にならないという感じでしょうか。

○議長（子安健司君） 兒玉教育課長。

○教育課長（兒玉勝宏君） 先ほども申し上げましたが、県費の補助金は該当しないものと理解しております。よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 県費の該当はしないというところでは、町独自でやっぱり半額にすべきじゃないかと思うんですが。

○議長（子安健司君） そうやと言うておるやないですか。

○5番（田中由紀子君） そういうことですね。失礼いたしました。

○議長（子安健司君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第17 議案第85号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第17、議案第85号 関ヶ原町障がい者生活介護事業所の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第85号について御説明申し上げます。

現在の小規模授産所「さくらんぼの家」の運営形態を生活介護事業へ変更し、運営を行うため、新たに条例を制定するものでございます。

なお、細部につきましては住民課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 議案第85号 関ヶ原町障がい者生活介護事業所の設置及び管理に関する条例の制定について御説明いたします。

59ページからをよろしくお願いいたします。

今回制定いたします条例は、障害者の通所施設であります「さくらんぼの家」を小規模授産施設から障害者総合支援法に基づく生活介護施設に移行するために定めるものでございます。

内容につきましては、第1条、第2条につきましては、設置規定及び事業所の名称並びに位置を規定するものでございます。

第3条につきましては、事業所において実施する事業として、生活介護事業等を規定するものでございます。

第4条につきましては、利用定員を定めるものでございまして、法律に定められております定員の最低人数が20人ですので、現在の入所の状況により20人とさせていただいております。

第5条につきましては、利用対象者を規定するもので、町民であって、生活介護の支給決定を受けた者とするものでございます。

第6条から第8条につきましては、施設の管理を指定管理制度により実施するとするものでございます。

続きまして、第9条及び第10条につきましては、次のページになります。

60ページでございますが、第9条及び第10条につきましては、利用に当たっては指定管理者

の承認が必要なこと及び承認後に利用の取り消し等ができることを規定するものでございます。

第11条につきましては、利用料等を規定するもので、利用料として法律に規定する額が必要であること、並びにその他にも法に規定する特定費用であるものは、必要な場合には徴収することができること、そしてその金額を指定管理者の収入とすることを規定しております。また第3項につきましては、天災時等における利用料の減免規定でございます。

第12条につきましては、指定管理の期間を5年とすることを規定するものでございます。

第13条につきましては、施設等を破損等したときの利用者の損害賠償金、及び第14条につきましては委任規定でございます。

なお、この条例につきましては、平成31年4月1日からの施行とさせていただき、事業の実施に必要な行為は施行前に行うことができることを規定させていただいております。また、この条例の施行に合わせまして、さくらんぼの家設置及び管理に関する条例は廃止をさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

9番 川瀬方彦君。

○9番（川瀬方彦君） さくらんぼの家の運営形態を変更ということで、新しい条例の制定で出されてみえた部分なんですけど、今回のこの生活介護事業所としての補助事業の、まず対象として考えてこれをやられたのか。要は、なぜ小規模授産所の体系から生活介護のほうに変えたいということなのかの説明をお願いします。

○議長（子安健司君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 今、小規模授産施設といいますのは、先ほども申しました障害者総合支援法というものが施行されております。これにのっとらない施設ということで、町単独の事業ということで実施をいたしております。そのため、国・県等からの補助金というのは一切いただくということではできません。全部町からの持ち出しで実施をするという形になっております。

その中で、生活介護事業所に移ることによって、国・県からの補助金をいただくことができるということ、施設に直接いただくわけではございませんが、仕組みとしまして、サービスの報酬を国保連のほうに請求いたしまして、そこから町のほうに請求が同額が来るわけですけど、それを町が払いまして、町が、その支払った分について4分の3、国と県から補助金がいただけるという形になりますので、今までよりも支出額、負担額が減ることが見込めるということでございます。

また、それと今従業員というか、従事者が2人で実施をいたしておりますが、実際にいろんな意味で、なかなか事業をしていくのは難しい部分もございます。ただ、従業員をふやしますと、人件費が一気に上がってしまいますので、その分、一気に負担がふえてしまうということですが、この事業所に変更することによりまして、その分の負担を幾分か軽減していくことが、国・県のほうからの補助金がいただけますので、できるという面もございます。

また生活介護、いろんな種類の事業所が法に規定されておるわけですが、その中で生活介護を選んだというのは、実際に今、さくらんぼの家に通われている方の状況を確認させていただきまして、実際に支援が必要な方という方が多いという中で、これ以外に就労Bとかという事業所の関係も検討はさせていただいたんですが、実際に支給決定をするに当たって、どうしてもB型の決定をするということが難しいという方が若干いらっしゃるということもありまして、どうしても、やはり生活介護が今の施設として適当ではないかというような判断をしまして、このような形にさせていただいております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 9番 川瀬方彦君。

○9番（川瀬方彦君） 今のお話でいくと、国及び県のほうからの補助対象で今後は運営をしていきたいんだという説明だと思うんですが、国及び県のほうからの生活介護における事業所の人員配置に関する基準というのがありまして、この中に看護職員の配置というのがあります。さらには、先ほど小規模授産所ということでの従事者が今2名だという形で、定員数が今回20人に設けてあるということで行くと、生活介護の場合ですと、職員が利用者数、ちょっと定かではないですけど、5人に1人だったかの基準があるはずなんですね。そのことを踏まえて、今後どのようにされていく予定なのか。

さらには、今の看護職員に関する部分で、看護職員を例えば診療所のほうから来てもらうような打診をもう既にできているのかどうかを伺います。

○議長（子安健司君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 今、川瀬議員が申されましたように、看護職員を必要とする形態となりますので、看護職員は、診療所ということは今のところ考えておりませんで、一般に募集をしようということは思っております。これからですので、実際に4月1日までに間に合わせなくてはならないということですが、その形で募集をして、実施をしていこうということを思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 9番 川瀬方彦君。

○9番（川瀬方彦君） 看護職員は必須だと思うんですよ。先ほど言いました、以前、私、一般質問でしたときに、就労支援B型の取り入れをされてはどうですかということを言ったかと思

うんです。就労支援B型になりますと、看護職員の配置基準はないんですね。そういうことを本当に検討されたのかなあという部分で、ちょっと疑問が残るところでもあるんですが、もう一つ、生活介護における、まず今現在、現行での小規模授産所に通われてみえる方、全員が今度の生活介護事業所としてのさくらんぼの家に移行できるのでしょうか。理由は、これに関して、生活介護事業所のほうへの通所をしていただける方の障害支援区分3以上でないといけないというのが、国及び県のほうの指針で発表されているかと思うんですけど、そこはどのようなになっているのでしょうか。

○議長（子安健司君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） それにつきましては、こちらのほうも区分が必要であるということは認識しておりますので、3以上もしくは50歳以上の区分は出るという形で考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 9番 川瀬方彦君。

○9番（川瀬方彦君） 今の区分のことなんですけど、今、現行の通われてみえる方というのはそうなんですけど、今後の関ヶ原町としてのいろいろ障害をお持ちの方々の通所先というところで、軽度、要は障害の軽い方、1とか2の方ですと、入所することすらもうできなくなってしまうという、間口が狭くなってしまう。現在の小規模授産所であれば、その区分はありませんので、入る基準には達するという部分で考えられるんですが、そうすると、生活介護及び就労支援B型を併設しながら運営するということのほうが、よりこの町にとって、今、特別支援学校等々に通われてみえる子供たちが卒業後どこへ行くのかというところで、親御さんにとってみると、非常に不安感をお持ちであるという現状があるかと思いますが、そのあたりのお考えはありませんか。

○議長（子安健司君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 町内にB型施設が今1カ所ございます、実際に。入所について、実際に支援学校の高等部を卒業されて、どこへということを考えましたときに、B型ですと、どうしても就労経験とか、そういうことが必要に、前提として決定のときになってまいります。それができないというような事象が出た場合に、B型が出ますので、もしくは50歳以上、もしくは基礎年金の1級をもらっているというような形が資格になってまいります。そうしますと、年金の1級をまだもらってみえない方で、B型施設は実際比較的管内もございますが、生活介護で実施をしたほうが逆にいいのではないかなというような判断をさせていただいたところで。

それと、今の併設の件も、実際に県のほうで確認をさせていただいたんですが、併設をしますと、職員の兼務ということがやはりできないということで、B型はB型の基準に合うだけの職員と施設の面積がさらに必要になってくるということで、本来、川瀬議員さんが申されたよ

うに、併設をすることによって、関ヶ原町の障害者の方の行き先としてはベターかなあというふうには思ったんですが、その中で、どちらかしか選べないという中で、今の現在の方の状況等、今後の入所の必要性を町として考えたのは、ちょっと生活介護ということで判断をさせていただきました。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 9番 川瀬方彦君。

○9番（川瀬方彦君） あと一つ、聞きたいことはたくさんあるんですが、実は生活介護における施設基準というのもございます。それに関して、今のさくらんぼの家自体の部屋及び相談室等々の改修云々というのも当然考えられるわけなんです、そのあたりのことも当然考慮して、ある程度考えてみえて、この条例を出されてみえるのか、再確認です。

○議長（子安健司君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 施設基準におきましては、県のほうで確認を随時させていただいておりますが、大規模に今の施設を改修するというようなことはしなくても、認可がおりるのではないかというような判断は今のところしております。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 一つは、利用の承認なんですが、指定管理者が利用の承認を行うという点では、私は、町に責任があるもので、町が承認の仕事をするべきじゃないかと思うんですが、その辺の考えをお伺いしたいのと、利用料が発生するということですが、どういう方が実際に料金発生するのか。恐らく収入によって減免されるものと思っているんですが、その辺の説明をお願いします。

○議長（子安健司君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 現在のさくらんぼにつきましては、入所の実際の決定というのは町のほうで実施をしておるということですが、この生活介護事業所として、運営自体を指定管理者のほうでやっていただきますので、基本的には指定管理者のほうで利用者の決定をしていただきたいというふうに考えております。

また、利用料につきましては、実際に所得、今、田中議員が申されましたように、所得というか、住民税の所得割によって利用料の額が確定されますが、実際には、非課税の場合は利用料ゼロという形になります。今、実際に通われている方につきましては、児童ではなくて、者の方でございますので、配偶者等がいなければ、基本的には障害年金等をもらっていられる方だけですので、余りこういうことを言っていいかどうかかわからないんですけど、基本的には、利用料は実際には発生をしないというふうには考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 1 番 谷口輝男君。

○1 番（谷口輝男君） 事業の内容のことをちょっと、生活介護を行う事業と事業目的が書いてあるんですけど、ようわからないんですけど、先ほど支出が減ると言われましたね。新規条例とか、こういうのが出るときには、予算はある程度見込みとか、そういうのを、予算と一緒に出てくるような、新規条例はあると思うんですけど、今、さくらんぼは1,100万円ぐらい出ているんですけど、大体例えば町が減るということで、どのくらいになるのかということと、それから、今、田中議員が質問されました11条に、厚生労働大臣が定める基準により算定した額とあるんですけど、やっぱり利用料に関しては条例なりなんなりで定めるんじゃないかと思うんです。

そこら辺と、それから附則の第2項の、第6条の規定による指定その他必要な行為は施行の日前においてということが書いてあるんですけど、指定管理者は多分もう決まっていると思うんですが、指定管理に関する、いわゆる議会の議決等に関しても必要じゃないかと思うんですけども、そこら辺のいわゆる予算と、そこら辺のただ条例が出てきただけで、予算の関係とか、そういう手続上の問題がもう少し必要じゃないかなあと思うんですけど、そこら辺、ちょっとお伺いします。

○議長（子安健司君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 今回、条例を出させていただきましたのは、今、附則の2項にございます、いわゆる準備行為がどうしても必要になってきます。指定管理者は、実際にはこれから決定をするということで、3月議会のほうで議案として出させていただくつもりをいたしております。

予算のほうにつきましては、実際にまだ査定前でございますので、何とも申し上げられないんですが、実際に1,100万円に対しまして、400万円強ぐらいの額が減るのではないかなあということでございます。町の持ち出しが、どうしてもサービス費だけで賄えるということではございませんので、どうしても若干の町の持ち出しが必要になってくるということでございます。

それから、利用料の規定につきましては、基準算定した額ということで、条例ということで、そういう形でのせさせていただいたところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 9 番 川瀬方彦君。

○9 番（川瀬方彦君） 今言われた1,100万円が400万円ぐらい下がるという中には、今、先ほど私が質問しました介護職員等の人件費及び改修費を全部含んだ上での400万円というふうに理解していいものなのか、さらには今後事業をやりたいという部分で指定管理者との契約を結ばれると思うんですが、当然ある程度の計画書という部分は、事前に、今回新しい事業になるわけですから、当然計算をされてみえると思うんですけど、その内容についての説明というの

が、今までは我々にはないもので、あえてこの場でしか聞けないという状況に今なっているんですけど、計画書があるのであれば、開示してもらいたいなあというふうに思います。

○議長（子安健司君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 計画につきまして、予算資料的なものは作成はさせていただいておりますので、その範囲の中でお出しすることは可能かとは思っております。先ほどの介護の職員の方の人件費というものは、いわゆる看護師職員も含めて入れさせていただいているところでございます。

ただ、改修費につきましては、実際には先ほど申しましたように、大きな改修というのは、生活介護移行に伴っては要らないんじゃないかということで思っておりますが、それ以外の今の施設自体の対象ということで、改修費等が予算のほうに上がってくるとことはあるとは思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 1 番 谷口輝男君。

○1 番（谷口輝男君） 先ほど、今の利用料に関しては条例で定めるという部分が言ったんですけど、これやっぱり規則も出てくるんですよね、ある程度の形のものが。

○議長（子安健司君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 申しわけありません。今、いろいろ資料を出していただけないというようなお話もありましたように、ちょっとまだ慌てていろいろ作業を進めておる段階でございまして、規則についてはまだできていないという状況の中で、これからちょっと作成をするということでございます。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第18 議案第86号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第18、議案第86号 関ヶ原町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第86号について御説明申し上げます。

玉地区の農業集落排水処理施設におきまして、老朽化が著しいこと、また処理施設の集約化を図るため、公共下水道処理施設への接続に伴い、玉農業集落排水処理施設の廃止と使用料の算定方法等、所要の改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては水道環境課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 岩田水道環境課長。

○水道環境課長（岩田英明君） それでは、議案第86号 関ヶ原町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書は62ページ、議案資料は31ページをごらんください。

今回の改正は、今説明がございましたように、今年度実施しております玉農業集落排水の公共下水道へのつなぎ込みに伴い、玉農業集落排水処理区域の廃止と、それにあわせて残る今須農業集落排水の使用料算定を公共下水道使用料算定方法に統一する改正となっております。

議案資料31ページの新旧対照表で詳細を説明させていただきます。

右側が改正前、左側が改正後となっております。

第2条では、廃止する玉農業集落排水処理施設の名称、位置、処理区域を削除する改正となります。

第9条では、使用料の算定方法の変更による改正でありまして、表の右側、第1項で、これまで一般家庭では、基本料金1,560円と雑排水530円、し尿170円を足した700円に認定人数を掛けた額の合計額となっております。第2項の一般家庭以外では、先ほどの金額に補正係数と認定人数を掛けた金額、また第3項では、自治会等の集会所は一律1,800円、これらの金額は全て税抜きであります。それぞれ別々の算定方式になっておりましたが、公共下水道方式では全て、32ページに別表がございますが、こちらの別表のとおり、水道水の使用量に基づいた料金となります。

なお、水道水以外をお使いの場合は、公共下水道と同じように、規則において居住者数ごとの認定水量を別に定めて計算をいたします。

第10条では、改正前は月の中途での開始及び廃止についての特例がございましたが、改正後は、第9条第3項のとおり、月の中途でも一月分として計算がされます。ただし、検針日以降の開始であれば、翌月からの開始となります。

第11条では、減免の規定についての改正であります。

最後に、議案書の63ページのほうですが、この条例の施行期日は平成31年4月1日からとなりまして、その下の経過措置により、実際の料金に反映されますのが4月以降の使用分となる6月請求分からとなります。

説明は以上とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 澤居久文君。

○7番（澤居久文君） 2つばかり、ちょっとお願いします。

まず1つ目は、今の施設が必要なくなるんですが、あの施設は、どう後は考えてみえるのかと、それとドッキングの場所、施設の手前でつなぎ直すのか、わかったらちょっと教えていただきたいのと、それともう一つは、あの施設を委託で管理をしていただいているはずですが、その辺の合理化協定の関連はどういうふうな方向になっていくのか、教えてください。

○議長（子安健司君） 岩田水道環境課長。

○水道環境課長（岩田英明君） まず1つ目の御質問で、今の処理場の今後の利用方法ということで、防災倉庫あるいは有害鳥獣の関係の資材等、そういったものを置く倉庫としてはどうかという方向を考えております。

また、2番目のつなぎ込みの場所ですが、下水へのつなぎ込みとしましては、旧北保育園の前がつなぎ込みの箇所となります。

〔「施設の処理場のほうは手前につなぐんやね」の声あり〕

処理場から、まだ下に一旦下って、北保育園のほうに北に上がっていく農道の中ですね。そこを上がっていったつなぐと。

〔「処理場のラインを生かしたまま使うの」の声あり〕

はい。

それと、3番目の合理化協定の関係ですが、処理場の委託等の分は当然減ります。その分、公共下水道のほうに、玉のマンホールポンプ等をかえていきますので、そういった保守の委託のほうでカバーをする予定をしております。

〔「それで納得してみえるの」の声あり〕

一応、相談をさせていただいて、納得していただいております。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第19 議案第87号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第19、議案第87号 平成30年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計への繰入金の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第87号について御説明申し上げます。

人件費の増額に伴い、今須農業集落排水事業特別会計への繰入金の額を2,209万3,000円から2,212万4,000円へ変更するため、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

1 番 谷口輝男君。

○1 番（谷口輝男君） ほかのにも関係するんですけど、これ集落排水、それから下水、今回この繰入金の変更というのが出ているんですけど、この繰入金の変更というのは、繰入金を議決するという目的というのは、いわゆる繰り出し基準外のものに対して議決するわけです。

実際にこの数字を見ますと、一般会計の繰り入れは、何でも繰り入れたらこれをとるという形の議案を出してあります。集排にしても下水にしても、これ、次の議案にもありますように、補正の中で、要は繰越金が60万円も70万円とかある予算の中で、何でもいいで一般会計から繰り出して補正をしている。まずは繰越金を使ってやるのが順当じゃないかなあと僕は思うんですね。これをずうっと前から言っていると思うんですけど、また今回もこういうような形になっているもので、ちょっとそこら辺の見解というよりか、そういう何か理由があって、そうやってみえるのかということと、ただ、それで実際の繰り出しの議決という実際の目的とか、地財法の関係の文章を読んでもらうとわかると思うんですけど、そこら辺のことをちょっと聞きたいと思います。

○議長（子安健司君） ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時06分

○議長（子安健司君） それでは、休憩前に引き続いて会議を再開します。

吉田監理官兼企画政策課長。

○監理官兼企画政策課長（吉田和司君） 大変申しわけございませんでした。先ほどの谷口議員さんの御指摘のことでございますが、議員御指摘のとおりでございますので、今後趣旨を十分理解をしまして、適切に対応させていただきますので、御理解をいただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 1 番 谷口輝男君。

○1 番（谷口輝男君） 一言だけ言わせてもらいます。これ、やはり議決するのは、僕らが、要はこちらのほうが議決するんですので、この議案に対して議決した僕らの責任もありますので、間違っただけを議決したということにもなりかねないので、よろしくお願いします。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第20 議案第88号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第20、議案第88号 平成30年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第88号について御説明申し上げます。

これにつきましても、今の議案第87号と同じでございますので、その点、御理解をいただきたいと思います。これも人件費の増額に伴い、公共下水道事業特別会計への繰入金の額を2億427万1,000円から2億432万円へ変更するため、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明は省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第21 議案第89号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第21、議案第89号 平成30年度関ヶ原町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第89号について御説明申し上げます。

歳出の主な内容は、人事院勧告等に伴う人件費300万3,000円、また県補助金を活用した共通史跡案内サイン設置工事費258万1,000円、県道牧田・関ヶ原線道路改良事業に伴う県営事業負担金600万円、里山林整備委託料188万円など合計4,067万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億2,790万円とする平成30年度関ヶ原町一般会計補正予算（第10号）を定めたので、本案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、それぞれ担当課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） これより詳細説明を求めますが、あらかじめ指名はいたしませんので、歳出から順次説明願います。

○総務課長（澤頭義幸君） 議案第89号につきまして、詳細説明をさせていただきます。

歳出のほうから御説明を申し上げます。

議案書の75ページをよろしくお願いいたします。

まず職員の給料、また職員手当等につきましては、人事院勧告に基づくものでございます。

また臨時職員の賃金につきましては、岐阜県の最低賃金におきまして、本年10月から時間額が

引き上げられた改正に伴い、本町におきましても、改正後の時間額を下回る額について見直しをさせていただきましたので、不足見込み分を補正させていただくものでございますので、職員の給料、また職員手当等、また見直しに伴います賃金につきましては説明を省略させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、総務費から説明をさせていただきます。

総務費、総務管理費の財産管理費の委託料でございます。こちらにつきましては、本年9月議会で御承認をいただきました北部分団車庫敷地のブロック塀の撤去に伴い、現地を再調査させていただいたところ、現在の消防用施設のホース乾燥塔の設置箇所付近が、隣接をする民地の一部であるということが判明をいたしました。そこで、現在の利用状況に合わせた土地の整備を行うため、所有権移転登記等委託料86万7,000円を補正させていただくものでございます。

また、この財産管理費の補正額の財源内訳のところでございますが、こちらにつきましては、住民基本台帳システムにおけるマイナンバーカード旧姓併記対応業務委託費につきまして、当初予算時点におきまして補助金の有無が不明であり、一般財源にて計上をさせていただいておりましたが、このたび国の補助金交付が確定をいたしましたので、今回の補正額と合わせて財源を組み替えるものでございます。

次に、生活安全対策費の職員手当でございます。本年9月の台風24号によります防災体制に伴う職員の時間外勤務手当及び管理職員の特別勤務手当の不足分と、今後冬期の降雪によります警報体制の見込み分で、合わせて40万円をお願いするものでございます。

次に、自治振興費でございます。こちらの負担金補助及び交付金でございますが、昨今、各自治会が管理をされております街路灯におきまして、防犯対策も含めLED化への整備が増加をしている状況でございます。それに伴いまして、申請も、また御相談等もございますので、建設助成金の不足分と今後の見込み分で、合わせて51万円を補正させていただくものでございます。よろしくお願いをいたします。

○監理官兼企画政策課長（吉田和司君） 続いて、総務管理費の諸費の関係ですが、これはふれあいバスの関係でございます。

今後の需用費の関係で、燃料費と修繕料、特に燃料費につきましては今後の見通しを考えますと不足が生じますので、申しわけございませんが、燃料費と修繕料、合わせて55万円を補正させていただくものでございます。よろしくお願いをいたします。

○住民課長（三宅芳浩君） それでは続きまして、飛びますが、77ページをよろしくお願いいたします。

民生費の社会福祉総務費、繰出金でございますが、これにつきましては、国民健康保険特別会計（事業勘定）の補正に伴います増額分でございます。

次の老人福祉費、扶助費でございますが、新規に養護老人ホームの入所対象者と思われる方

がおられるため、その入所経費80万1,000円を補正させていただくものでございます。

次の福祉医療費の扶助費でございますが、重度心身障害者医療費助成の額に不足を生じる見込みが出てまいりましたので、その不足見込み額70万9,000円を増額補正させていただくものでございます。

次の国民年金事務費の委託料でございますが、受け付け処理簿及び申請様式の変更に伴いますシステムの改修費59万8,000円を補正するものでございます。

次の介護保険事業費の繰出金でございますが、これも介護保険特別会計の補正に伴います増額分でございます。

次の後期高齢者医療費の繰出金も同様に、特別会計の補正に伴います増額分でございます。

次に、児童福祉費、児童福祉総務費でございます。

78ページをお願いいたします。

需用費でございます。光熱水費でございますが、今夏の暑さによりまして、3園ともにエアコンの使用量が多くなりまして、電気料がふえましたので、不足見込み分9万4,000円と、東保育園と今須保育園での漏水によります水道料の不足見込み分13万7,000円を合わせまして、23万1,000円を補正させていただくものでございます。

次の使用料及び賃借料につきましては、東保育園の漏水によります水道使用量の増加に伴う不足見込み額6万円を補正させていただくものでございます。

次に、児童措置費の償還金利子及び割引料でございますが、昨年度分の児童手当の国庫負担金の精算におきまして返還金が発生いたしましたので、2万円を補正させていただくものでございます。

続きまして衛生費の保健衛生費、保健衛生総務費の扶助費でございます。未熟児養育医療の対象として、今年度2名の申請が出てまいりました。そのため、予算に不足を生じる見込みとなりましたので、不足見込み額の50万円を増額補正させていただくものでございます。よろしくをお願いいたします。

○産業建設課長（吉森明博君） 議案書79ページをお願いいたします。

農林水産業費、農業費、農業振興費の負担金補助及び交付金でございます。補助金81万円の減につきましては、玉倉部そばの会への製粉機購入の補助を予定しておりましたが、申請の見込みがなくなったため減額するものでございます。

同じく農林水産業費の農業費、農地費、負担金補助及び交付金の町単土地改良事業補助金ですが、125万円の増につきましては、新たに農業用排水路の修繕等5件の要望があり、予算が不足するためお願いするものでございます。

繰出金3万1,000円につきましては、今須農業集落排水事業特別会計の繰出金でございます。

同じく農林水産業費、林業費、林業振興費の報償費39万8,000円は、有害鳥獣捕獲の捕獲報

償金、また需用費20万円につきましては、捕獲に要する消耗品で、いずれも捕獲頭数の増に伴い予算が不足するため、補正をお願いするものでございます。

同じく林業費、林業振興費の委託料188万円は、今須下西谷地内、特別養護老人ホーム優・悠・邑周辺の山林において、町道や老人ホームへの倒木の危険性があり、危険木の除去を行うため、県単補助である清流の国ぎふ森林・環境基金補助金、里山整備事業の活用により、補助率10分の10であります。以上でございます。

○地域振興課長（高木久之郎君） 80ページをお願いします。

商工費、目観光費です。職員手当、時間外手当22万1,000円、これまでのイベントや各種事務において不足が生じたので、今後のイベントや各種事務に対応するために不足見込み分を補正させていただきます。

委託料357万5,000円、岐阜関ヶ原古戦場記念館周辺景観マスタープラン策定業務です。本業務は、記念館整備にあわせ、関ヶ原古戦場の中核となる陣場野エリアの整備を行うため、統一的な景観、デザインプランの策定を行うものでございます。具体的には、J R 関ヶ原駅から記念館へ至る移動景観を歩行者及び自動車の視点で、どのようにしつらえるべきかを検証するとともに、新たに整備する各施設、駐車場でありますとか、前庭、また歩道が陣場野エリアにおいて一体的な景観を形成するため、既存施設、役場やふれあいセンター、陣場野公園と調和するよう、デザインの検討を行うものでございます。

工事請負費258万1,000円、共通史跡案内サイン設置工事でございます。岐阜県関ヶ原町古戦場史跡案内サインガイドラインによる極小看板13基分を予定しております。主として、老朽化による既存看板の建てかえを予定しております。

エコミュージアム関ヶ原管理費、最低賃金引き上げに伴う補正に合わせ、当館の自然解説員が疾病による長期療養に入りましたため、他の臨時職員がその分を補ったため、不足見込み分を補正させていただくものでございます。

目関ヶ原グラウンド・ゴルフ場管理費、役務費7万円、認定コース更新等手数料、関ヶ原グラウンド・ゴルフ場は、公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会の認定コースとなっております。更新手続を年度内に行うことの必要が出てきましたことから、補正をさせていただくものでございます。以上です。

○産業建設課長（吉森明博君） 議案書81ページをお願いいたします。

土木費、道路橋梁費、道路橋梁維持費の負担金補助及び交付金の町単土木事業補助金15万円につきましては、新たに公共用道路の維持修繕のため、1件の要望があり、予算が不足するためお願いするものでございます。

同じく土木費、道路橋梁費、道路橋梁新設改良費の負担金補助及び交付金の600万円につきましては、県道牧田・関ヶ原線の道路改良に伴う県営事業の負担金でございます。

議案書の82ページをお願いいたします。

土木費、都市計画費、都市計画総務費の負担金補助及び交付金の建築物耐震診断事業費助成金28万5,000円につきましては、国道21号沿いの東町の個人住宅の緊急輸送道路沿道建築物耐震診断に対する助成金でございます。補助率は、国が2分の1、県・町それぞれ4分の1でございます。

繰出金4万9,000円につきましては、公共下水道事業特別会計への繰出金でございます。

同じく都市計画費の都市計画総務費の中の負担金補助及び交付金の30万円につきましては、地震によるブロック塀等の倒壊による被害や避難時等の通行の妨げとなることを防止するため、新たに補助要綱を定め、ブロック塀等の撤去を行う所有者に対して補助を交付するための補助限度額10万円の3件分として、30万円を補正させていただくものでございます。以上です。

○教育課長（兒玉勝宏君） 83ページをよろしくお願いいたします。

教育費、社会教育費、公民館費の工事請負費86万4,000円についてでございます。

公民館と旧の働く婦人の家の間の渡り廊下につきましてですが、消防法の規定に抵触していることと、火災発生時に片方の施設まで報知機の音が聞こえない点も問題であるという指摘を受けております。至急改修をすべきとの指導を受けましたので、今回補正予算にて対応させていただくものでございます。

社会教育費の不破関資料館費のほうでございます。需用費6万1,000円の修繕料につきましては、資料館の外トイレの水道管の箇所です水道の漏水が見つかったため、修理を行うものでございます。よろしくお願いいたします。

○監理官兼企画政策課長（吉田和司君） それでは、続きまして歳入の説明をさせていただきます。

72ページにお戻りをいただきたいと思います。

国庫支出金、国庫負担金の民生費国庫負担金の国民健康保険基盤安定負担金ですが、これは県の負担金からの組み替えにより749万4,000円、また衛生費国庫負担金、未熟児養育医療費負担金25万円の増ですが、未熟児養育医療費の増に伴うものでございます。

続きまして、国庫支出金ですが、総務費国庫補助金の社会保障・税番号システム整備費補助金ですが、マイナンバー制度に係る住民登録システムの改修経費として228万4,000円、土木費国庫補助金の建築物耐震診断事業補助金につきましては、新規の1件の申請が見込まれるということで、9,000円の増額をしております。

国庫支出金の委託金、民生費委託金ですが、法改正に伴う国民年金システム改修費として、59万7,000円を増額しております。

続いて、73ページをお願いします。

県支出金、県負担金、民生費県負担金の国民健康保険基盤安定負担金ですが、これは国庫負

担金への組み替えにより746万6,000円の減、後期高齢者医療基盤安定負担金については8万円の増、民生費県負担金の未熟児養育医療費負担金12万5,000円の増につきましては、未熟児養育医療費の増に伴うものでございます。

県支出金、県補助金、民生費県補助金の福祉医療費助成事業補助金（重度心身障害者）については、今後の医療費の伸びが予測されるため35万4,000円の増、第3子以降保育料無償化事業費補助金として7万8,000円、農林水産業費県補助金につきましては、玉倉部そばの会の機械購入に対し補助を予定しておりましたが、購入の見送りに伴い、農業6次産業化促進支援事業費補助金81万円の減、里山林整備事業に伴う清流の国ぎふ森林・環境基金補助金188万円、商工費県補助金につきましては、共通史跡案内サイン設置事業に伴う関ヶ原古戦場広域観光環境整備事業費補助金258万1,000円、岐阜関ヶ原古戦場記念館周辺景観マスタープラン策定に伴う関ヶ原古戦場整備活用事業費補助金357万5,000円の増、土木費県補助金の建築物等耐震化促進事業費補助金につきましては、新規に1件の申請が見込まれるため8万5,000円の増額をしております。

財産収入、財産売却収入の不動産売却収入の土地売却収入27万7,000円につきましては、県道関ヶ原停車場線用地売却に伴うものでございます。

74ページをお願いいたします。

先に20の諸収入、雑収入、雑入のほうですが、これは全国総合賠償補償保険金として、1万5,000円につきましては、承認第11号、専決第13号の道路整備不良に伴う事故物損賠償金に伴う保険金でございます。

最後に繰越金ですが、前年度繰越金2,926万5,000円を充当させていただきます。

以上が今回の補正の内容でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 80ページをお願いいたします。

観光費の岐阜関ヶ原古戦場記念館周辺景観マスタープラン策定業務ということで、JR関ヶ原からこの施設までの間を、調和をとれるようなデザインを策定するという説明だったと思うんですが、JR駅をおりて、ずうっと歩道が整備されましたよね。それは、さらに延ばすという考え方を聞いてみえるのかどうか、その辺をお伺いしたい。結局、すごい無駄遣いやなあというふうに思うので、もうあそこまでにしていただきたいというふうに思っているの、その辺、何か聞いてみえるのかどうか、伺いたいと思います。

あと、周辺自治会への説明会がなされたようですが、何か御意見があったかどうか、伺いた

いと思います。

○議長（子安健司君） 高木地域振興課長。

○地域振興課長（高木久之郎君） 歩道の整備に関しては、されたらこんなふうにというような案を考えていただくということですので、される、されないということは、まだこちらのほうには伝わってきていないというような状況です。

11月22日に、陣場野・グリーンフィールド・宝有自治会の方を対象に、今回の施工者である土屋さんのＪＶと県のほうで説明会をやられました。主に出た意見としては、通学・子供の安全確保と、町道側、記念館の西側、あちらも若干通られますので、その安全確保ということについて御意見をいただいたところでございます。以上です。

済みません、そのときに配られた資料、ボックスのほうに入れさせていただいておりますので、また御一読いただければと思います。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

1 番 谷口輝男君。

○1 番（谷口輝男君） 賃金の値上げをしたということで、値上げ額というか、金額はどの程度のものか。

〔「最低賃金」の声あり〕

○議長（子安健司君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 賃金の引き上げの関係かと思いますが、岐阜県のほうが、10月1日から、800円から825円へ、25円を引き上げる改正がなされました。それに合わせまして、当町の臨時職員の中の引き上げられた時間額を下回る時間額につきまして、830円へ引き上げたものでございます。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5 番 田中由紀子君。

○5 番（田中由紀子君） 83ページをお願いいたします。

公民館費で先ほど言われた公民館と旧婦人の家の渡り廊下を撤去するということでした。

〔「違うって、撤去せえへん」の声あり〕

〔「横の壁」の声あり〕

撤去しない。横の壁を取り壊すということですよ、違う。

〔発言する者あり〕

要は、土曜日は婦人の家の玄関があいていないので、公民館から入って行って婦人の家へ行かないかんので、雪とか雨とか降った場合、どうするんですかということを聞きたいと思いま

す。

○議長（子安健司君） 兒玉教育課長。

○教育課長（兒玉勝宏君） 公民館と働く婦人の家の渡り廊下について、現状を申し上げますと、一体化された形でひつついておるんです。それが消防法に抵触するということで、現在は一つの建物とみなされ、片方に屋内消火栓とか、そういうのがないものですから、分離をしていただかないといけないということになりまして、ほかの例えば関ヶ原中学校の体育館と本体が少しだけ離れていますように、少しだけ離すような改造をちょっとさせていただくということを考えております。

当初いろいろな検討もしましたが、最終的には少しだけ離すということで、できるだけ利用者の方に御不便をかけないような改修をさせていただくとともに、火事があったときにどうするんだということもございましたので、その辺の改修もさせていただき、万全を期したいというふうに思っておりますので、お願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） ということは、少しだけ離すということでは、雨・雪は余り影響がないというふうでよろしいのでしょうか。

○議長（子安健司君） 兒玉教育課長。

○教育課長（兒玉勝宏君） 今までよりは、若干は吹き込みはあります。ただし、少しですので、ほとんど影響はないものと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第22 議案第90号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第22、議案第90号 平成30年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第90号について御説明申し上げます。

被保険者の所得構成の変化に伴う不足分で、後期高齢者医療広域連合への納付金10万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,340万8,000円とする平成30年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めたいので、本案を提出するものであります。

なお、詳細説明は省略をさせていただきます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第23 議案第91号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第23、議案第91号 平成30年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第91号について御説明申し上げます。

給与改定に伴う人件費及び医療費の上昇による療養給付費、また高額医療費の不足見込み分など4,275万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億9,876万8,000円とする平成30年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を定めたいので、本案を提出するものであります。

なお、細部につきましては住民課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 議案第91号 平成30年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

93ページの歳出のほうから、よろしく願いいたします。

まず総務費の総務管理費、一般管理費の委託料でございますが、本年度、院外処方の件数の伸びに伴います診療報酬明細書の件数の増加によりまして、国保連合会に支払っております電算委託料の予算に不足を生じる見込みとなりましたので、その不足見込み額分の7万円を増額補正させていただくものでございます。

続きまして、保険給付費の療養諸費、一般被保険者療養給付費の負担金補助及び交付金でございますが、高額治療費件数の増加等のため、予算額に不足を生じる見込みとなりましたので、不足見込み額の3,100万円を増額補正するものでございます。

次の高額療養費、一般被保険者高額療養費の負担金補助及び交付金でございますが、これにつきましては、一般被保険者療養給付費と同様で、高額治療費件数の増加のため、予算額に不足を生じる見込みとなりましたので、不足見込み額の1,100万円を増額補正するものでございます。

続きまして94ページでございますが、同じく保険給付費の出産育児諸費、出産育児一時金の負担金補助及び交付金でございますが、国保加入世帯の出産予定によりまして、1件分の予算

額の不足が生じる見込みとなりましたので、不足1件分の42万円を増額補正するものでございます。

次の出産育児一時金支払手数料の役務費でございますが、出産育児一時金が1件ふえることによりまして、国保連合会にお支払いする手数料が1,000円でおさまらなくなりますので、増額をさせていただくものでございます。

同じく保険給付費の葬祭諸費、葬祭費の負担金補助及び交付金でございますが、本年度に国保加入の方で亡くなられる方が昨年度よりふえているため、予算額に不足を生じる可能性が出てまいりましたので、4件分の20万円を増額補正をさせていただくものでございます。

続きまして歳入でございます。

92ページのほうにお戻りください。

県支出金の県補助金、県補助金でございますが、福祉医療に伴います療養費の国庫負担額の減少分に対する補助金として、財政健全化特別対策費補助金が県から交付されることとなりましたので、これが当初予算に計上しておりませんでしたので、県補助金342万5,000円を増額補正するものでございます。

次の保険給付費等交付金の普通交付金につきましては、歳出で補正計上いたしております一般被保険者療養給付費と一般被保険者高額療養費の補正額の合計額から、財政健全化特別対策費補助金として県から交付されます金額分を控除しました3,857万5,000円を増額補正させていただくものでございます。

次の繰入金の他会計繰入金、一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金につきましては、今年度の県の算出額に基づきまして予算不足額3万9,000円を、次の出産育児諸費繰入金につきましては、歳出で補正いたします金額42万円の3分の2である一般会計の持ち分としてのルール分28万円を、財政安定化支援事業繰入金につきましては、これは被保険者の所得や年齢による特別な事情によって収入が減少する保険者に対しまして、一般会計から繰り入れすることとなっているものでございますが、県において算定されました金額502万4,000円と当初予算額260万円の差額でございます242万4,000円を繰り入れます。また、職員給与費等繰入金につきましては、一般管理費に係る補正分の7万1,000円をそれぞれ繰り入れさせていただくものでございます。

次の繰入金でございますが、収入の増に伴いまして、205万7,000円を減額補正させていただくものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第24 議案第92号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第24、議案第92号 平成30年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第92号につきまして御説明申し上げます。

院外薬局への移行に伴い、医薬材料費において、移行後の実績が1カ月しかない中での予算編成を行ったところでございます。この時期となりまして、医薬材料費の実績を見ると、予算の不足が見込まれることから、不足見込み分の1,750万円と給与改定に伴う人件費、合わせて1,837万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億6,377万2,000円とする平成30年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第4号）を定めたいので、本案を提出するものであります。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第25 議案第93号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第25、議案第93号 平成30年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第93号について御説明申し上げます。

人事院勧告に基づく給与改定に伴う人件費8万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億2,608万7,000円とする平成30年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第2号）を定めたいので、本案を提出するものであります。

なお、詳細説明は省略をさせていただきます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第26 議案第94号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第26、議案第94号 平成30年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第94号につきまして御説明申し上げます。

社会福祉協議会からの出向職員増による給与等負担金128万7,000円、また給与改定に伴う人件費など合わせて200万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,702万円とする平成30年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を定めたいので、本案を提出するものであります。

なお、細部につきましては健康増進課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 澤健康増進課長。

○健康増進課長（澤 孝一君） それでは、議案第94号について説明させていただきます。

歳出のほうで、112ページをごらんください。

総務費の一般管理費、需用費34万6,000円、修繕料でございますが、平成30年11月3日に水道メーターを検針の結果、368立方メートルの使用量でございました。過去5年の使用水量を確認し、どこかで漏水があると考え、探してみましたところ、給湯室の電気温水器が常時逃し弁の不良と水道業者から指摘されました。至急、修繕見積もりを依頼したところ、見積額は10万3,800円で、現在使用中の給湯器は一部部品供給が終了しており、部品供給ができないため、本体更新が必要との回答でした。当該温水器は、やすらぎ施設当初からのものであり、15年が経過しております。その間に、平成26年と平成28年に修繕を行っており、部品も一部供給が終了しており、取りかえが最善かと考えております。今回の補正費用は、取り付け作業、処分費を含んでおります。何とぞ御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、ヘルパーステーションの事業費の負担金補助及び交付金128万7,000円です。これは、社協の職員の出向による給与等負担金、平成30年12月から31年3月31日までの4カ月分の給料及び諸手当の経費でございます。

ヘルパーステーションの現状の勤務体制、9月までなんですけど、常勤出向社協職員1名、臨時職員、常勤3名、非常勤5名で行っております。8月に、常勤の臨時職員が私事都合により常勤勤務のできない旨の相談がありまして、平成30年10月より短時間の勤務となりました。当職員はサービス提供責任者の1人、2名中の1人なんですけど、年度当初に短時間の勤務を希望されており、臨時の職員、介護福祉士有資格者の募集をしておりましたが、応募者はありませんでした。サービス提供責任者とは、ケアマネジャーやケースワーカーとの連絡調整など、主にコーディネート業務や訪問看護職員等の業務管理等の実施を行います。また、資格要件と

いたしましては、介護福祉士有資格者、実務者研修の修了者、初任者研修を修了後、実務経験が3年以上ある者といった条件がございます。そのため、10月から社会福祉協議会の正職員の出向での対応をお願いしていましたところ、12月からの勤務が可能となりました。現在のサービス提供責任者1名では当該業務に係る負担が大きいこと、また社協職員を2人体制にすることにより、今後の事業運営の健全化を図るものでございます。何とぞ御配慮のほど、よろしくお願いいたします。

〔「議案の説明だけでええ」の声あり〕

歳入につきましては、111ページをごらんください。

前年度繰越金200万7,000円でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 最低賃金が上がったことによりまして、先ほど言われました830円という話があったんですけど、例えばヘルパーステーションなんかの臨時職員なんかは、もう少し高いと思うんです。その方については、アップということはないんでしょうか。

○議長（子安健司君） 吉田監理官兼企画政策課長。

○監理官兼企画政策課長（吉田和司君） 臨時職員の方につきましては、新年度に向けて、全体の職員の見直しを今やっているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

9番 川瀬方彦君。

○9番（川瀬方彦君） 先ほどの社協職員、給与等負担金のところで、12月から来ていただくという形で、募集をしたけど集まらないということなんですが、これ、結果的に今回12月から来てもらうのは、ごめんなさい、最後もじょもじょとはっきり聞こえなかったもので、わからなかったんですけど、1人なのか、何人体制で来てもらうようになるのか。もう少しそのあたりをはっきりと教えていただければと思います。

○議長（子安健司君） 澤健康増進課長。

○健康増進課長（澤 孝一君） 12月から来ていただく職員、出向職員は1名でございます。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第27 議案第95号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第27、議案第95号 平成30年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第95号につきまして御説明申し上げます。

人事院勧告に基づく給与改定に伴う人件費3万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,963万1,000円とする平成30年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を定めたいので、本案を提出するものであります。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第28 議案第96号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第28、議案第96号 平成30年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第96号について御説明申し上げます。

これも、人事院勧告に基づく給与改定に伴う人件費及び最低賃金見直しに伴う臨時職員賃金、合わせて4万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億2,527万5,000円とする平成30年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を定めたいので、本案を提出するものであります。

なお、詳細説明は省略をさせていただきます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第29 議案第97号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第29、議案第97号 平成30年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第97号につきまして御説明申し上げます。

収益的支出では、マンガン対策として、藤古川浄水場において仮設の中間塩素注入設備の設置費162万円、及び消火栓の修繕費など281万9,000円の増額、また資本的支出では、マンガン対策のための減圧弁の設置工事費や平井浄水場の送水ポンプ取替工事費など1,507万6,000円を増額する平成30年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第6号）を定めたので、本案を提出するものであります。

なお、細部につきましては水道環境課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 岩田水道環境課長。

○水道環境課長（岩田英明君） それでは124ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の支出のほうから参ります。

水道事業費用、営業費用、原水及び浄水費の修繕費172万8,000円です。内訳としまして、藤古川浄水場のマンガン対策として、現在実施しております前次亜塩素の注入に加えまして、処理過程の途中で塩素を注入する方法を検討しておりまして、その打ち込み箇所をまずは仮設で設置をする設備費が162万円、それから今須中町浄水場のろ過機用のコンプレッサー修繕費が10万8,000円となります。なお、この中間塩素の仮設につきましては、来年6月以降のマンガンの影響が出る時期まで様子を見まして、好結果が出れば、その後、本設への切りかえを考えております。

次に、配水及び給水費の修繕費80万円ですが、こちらは町内2カ所の消火栓取りかえ修繕費で、当初資本的支出で計上しておりました新規設置工事費から切りかえたものでございます。あわせて資本的収入の工事負担金80万円につきましても、収益的収入の負担金に組み替えております。

次に、総係費の委託料7万6,000円ですが、こちらは検針用ハンディターミナルのソフト入れかえに伴う委託料でございます。

続いて、資産減耗費の固定資産除却費の21万5,000円ですが、こちらは平井浄水場送水ポンプ取りかえに伴う除却費であります。

続きまして125ページの基本的収入及び支出の建設改良費、原水及び浄水施設建設改良費の工事請負費507万6,000円です。こちらは、先ほど除却費で上げました平井浄水場のナンバー2送水ポンプが故障しましたので、交換をするものでございます。

次に、配水及び給水設備建設改良費の工事請負費1,000万円です。内訳としまして、先ほど

上げました消火栓設置工事80万円の減、さらにマンガンによる濁り対策として、小池地内の本管に減圧弁を1基設置するための工事費1,080万円となります。この減圧弁設置の理由としては、濁りの原因の一つである夏場の水使用量が増加した際の急激な流量変化を調整する、そして、水圧の高い陣場野・宝有・グリーンフィールド地域の濁り及び漏水発生リスクを軽減させるためのものでございます。

説明は以上とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 塩素の仮設注入設備ですが、来年6月の様子を見て、うまくいけば本設をしたいということですが、本設の場合はどのぐらいの予算が必要かということと、あと聞き漏らしたんですが、減圧弁設置工事はどこにつけるんでしょうか。

○議長（子安健司君） 岩田水道環境課長。

○水道環境課長（岩田英明君） 仮設の結果がよければ、そのまま本設に移りますが、その仮設でつけた管もそのまま使えますので、あとはポンプ、タンク等を新規のものをつける予算として総額で500万円程度ですので、あと300万円程度かなあというふうに考えております。

それから、減圧弁の設置の箇所ですが、ちょうど小池と陣場野の中間地点、お墓のありますスカイヒルズというアパートがある、あのちょっと南の町道のところです。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

散会の宣告

○議長（子安健司君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。あす8日から17日までの10日間は休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、あす8日から17日までの10日間は休会することに決しました。来る12月18日は午前9時より本会議を開き、一般質問及び提出議案に対する審議を行います。なお、一般質問の締め切りは12月12日水曜日の午後5時までとなっておりますので、質問のある方は期限までに質問趣旨の提出をお願いいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

散会 午前11時58分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

関ヶ原町議会議長 子 安 健 司

会議録署名議員 田 中 由 紀 子

会議録署名議員 中 川 武 子